



交. 総. 対1第2013号
令和7年5月8日

東京都都民安全総合対策本部長 殿
東京都福祉局長 殿
東京都教育長 殿

警視庁交通部長
日下 真一
(公印省略)

夏季における子供の交通事故防止対策について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

貴台におかれましては、平素から交通安全活動はもとより警察業務の各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、警視庁では、子供（幼児及び小・中学生）の交通事故が増加する夏季（6月から8月）を控え、子供の交通事故を防止するため、交通違反の指導取締活動を強化しているほか、園・学校関係者等の協力を得ながら、子供に対する交通ルールの指導など、各種交通安全対策を推進しているところですが、過去5年間の子供が関与する交通事故の状況を見ますと、歩行中の交通事故は全年齢の中で7歳が最多であるほか、6月に歩行者、7月に自転車の交通事故がそれぞれ最多となるなど、夏季に子供の交通事故防止対策は重要な課題となっております。

また、本年の交通死亡事故を見ますと、4月30日現在で2歳の幼児が犠牲となる交通死亡事故が発生するなど、非常に厳しい状況であることに加え、昨年は、6月以降に2名の児童が犠牲となる交通死亡事故が発生しております。

このような状況下において、7月下旬からは保育園や幼稚園、学校の夏休み期間となりますが、子供の重大交通事故をなんとしても抑止したいと考えております。

つきましては、業務多忙のところとは存じますが、具体的な交通事故防止対策として、特に、下記のことについて子供にご指導いただくようお願いします。

- 車道への飛び出しや、駐車車両の前後からの横断は絶対にしない。
- 青信号であっても、左右の安全を確認して、車が止まってから横断する。
- 車は歩いている自分に気がついていないかもしれないという危機感をもつ。
- 横断禁止場所横断や斜め横断は絶対にせず、横断歩道や歩道橋を利用する。
- トラックなど大きい車両が右左折してくる時は、車両に絶対近づかない。
- 自転車利用時は、ヘルメットを必ずかぶり、一時停止等の交通ルールを守る。
- キックスケーターやローラースケートなどの遊具を道路で使用しない。

以上のことにつきまして、各園・学校において「朝（帰り）の会」や「朝礼」、「終業式」等の機会を通じ、担任の先生から子供に対する交通安全指導をしていただくとともに、保護者の方々にもこの機会を通じ、家庭内で交通安全について話し合う場を設けていただくなど、交通事故防止に対する協力を促していただくようお願い申し上げます。

併せて、管轄警察署から情報発信や交通安全教育活動の実施等の依頼がなされた場合の御協力について何卒御配慮を賜りますようお願い申し上げます。



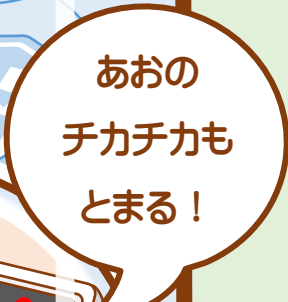
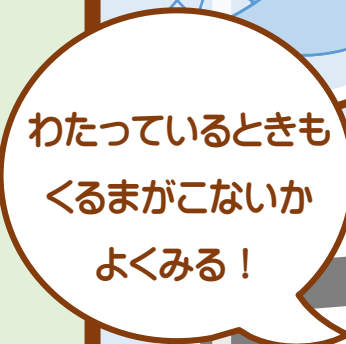
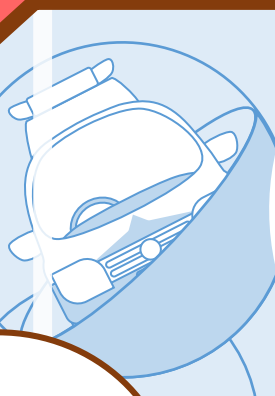
問合せ先

警視庁交通部交通総務課 課長代理（交通安全担当）

工藤 警視

電話 03(3581)4321 内線 50320

こどもこうつうあんぜん



まあだだよ
さゆうみてから もういいよ



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>





まいにち だの
毎日楽しくすごすための

3つのやくそく



どうろ
道路に
とびださない

ともだち よ
友達が呼んでいても、

ころ
ボールが転がっても、

ぜったい と だ
絶対に飛び出さない！



あおしんごう
青信号でも
ゆだんしない

みぎ ひだり みぎ み
右・左・右をよく見てから

おうだんぼどう わた
横断歩道を渡る！

て たか あ わた
手を高く上げて渡る！



じてんしゃ
自転車の
ルールをまもる

ヘルメットをかぶる！

まわ み ばしょ
周りが見えにくい場所や

「とまれ」の場所で止まる！



保護者の皆様へお願いです
～お子様が無事に「ただいま」と帰れるように～

自転車・歩行者のルールを繰り返しお子様に教えてください。
実際にお子様と普段使う道を通り、安全確認がきちんとでき
ているかチェックしてあげましょう。子供と同じ目の高さ
で見て、見通しの悪い場所や通行量が多い場所をどのよ
うに通行すればいいか、具体的に教えてあげてください。



こうつうあんぜんじょうほう

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう

警視庁公認
交通安全
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>



注意！

「キックバイク」をはじめとした車輪付き遊具による、
交通死亡事故を含む子ども
の重大事故が、全国で
報告されています。

※独立行政法人国民生活センター調べ

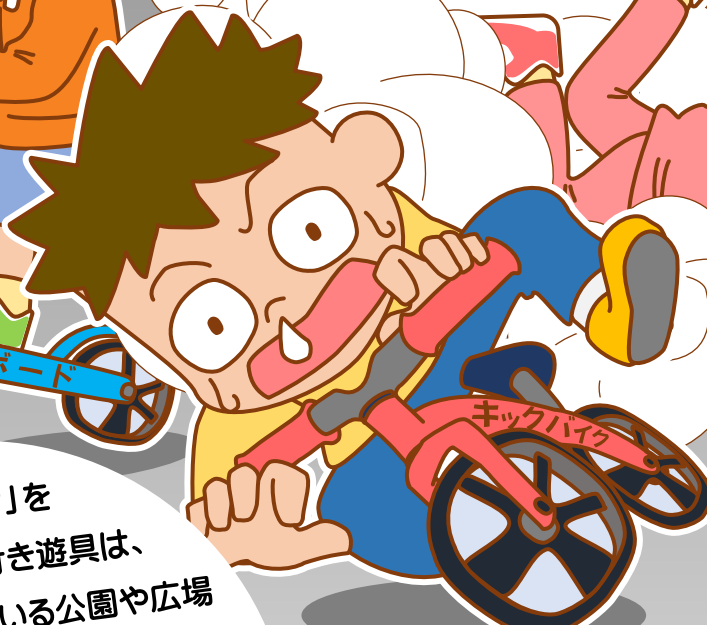
保護者のみなさん

あなたのお子さん、遊具を使って
道路で遊んでいませんか？

警告！

「交通のひんぱんな道路に
おいて、球戯をし、ローラー・
スケートをし、又はこれらに
類する行為をすること」は
禁止されています。

※道路交通法第76第4項第3号
(道路における禁止行為)



●「キックバイク」を

はじめとした車輪付き遊具は、
使用が許可されている公園や広場
で遊びましょう。

●坂道ではスピードが出て制御できな
いので、子どもから目を離さないよう
に気をつけましょう。

●乗る際は、必ずヘルメットを
着用させましょう。

